

訴 状

平成26年1月22日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告 大西 秀宜 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

請求の趣旨 別紙記載のとおり

請求の原因 別紙記載のとおり

事件名 債務不履行事件

訴訟物の価格 160万円

ちょう用印紙額 円

予納郵便切手 円

付 属 書 類

- |   |  |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 代表者事項証明書 1通 | <input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本 通          |
| <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 通            | <input checked="" type="checkbox"/> 書証写し 各2通 |

## 当事者目録

〒

住所 (送達場所)

原告 大西 秀宜

電話 (070-6969-9177)

〒100-8280

住所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

被告 株式会社 日立製作所

代表者 代表執行役 中西 宏明

電話 (03-3258-1111)

## 請求の趣旨

1. 被告は、原告が平成25年10月14日に作成し被告に対し送付した、個人情報の開示等の請求書に依り生じた債務につき、被告が準拠を公表している JISQ15001 に従い、被告の所有する原告の個人情報について、原告が為したコンプライアンス通報に関する調査資料をはじめとした個人情報を追加し開示せよ。
2. 被告は、上に示す個人情報の開示等の請求書における不開示内容について、個人情報の保護に関する法律第二十五条を根拠として“業務の実施に著しい支障をきたすおそれがある”との記載のみで一律に不開示とするのではなく、 JISQ15001 3.4.4.5 項に規定の通り、理由を説明の上、できる限りの情報を開示せよ。
3. 被告は、被告の所有する原告の個人情報について、不開示とした資料を今後の原告との裁判にて利用することがないことを誓約せよ。

との判決を求める。

## 請 求 の 原 因

### 第 1 当事者

1. 原告は、現在〇〇区に住んでいる。平成 12 年 4 月より日立製作所にて勤務していたが、公益通報したにも関わらず平成 24 年 6 月に懲戒解雇されたことを不当として、今後懲戒解雇撤回訴訟を検討している。
2. 被告は、東京都千代田区に本社を置く総合電機メーカーであり、原告を平成 12 年 4 月より雇用し、平成 24 年 6 月に抗弁する機会を与えず懲戒解雇したものである。

### 第 2 違法事実

1. 原告が平成 25 年 10 月 14 日に作成し送付した、個人情報の開示等の請求書（**甲第 1 号証**）において、原告は被告指定のフォーマットに追加して、被告が準拠を公表している JISQ15001 プライバシーマークの規定に従った回答を要求する旨を追記していた。被告は同年 10 月 28 日付けにて返答したが、被告が保有しているはずの、**甲第 4 号証**にて原告が為したコンプライアンス通報に関する調査資料や、その理由となった**甲第 3 号証**をはじめとした個人情報については一切の言及がなかった。またその多くの部分において、個人情報の保護に関する法律第二十五条を理由として不開示とし、JISQ15001 3.4.4.5 項の規定には準拠しなかったのは明白で、債務が完全には履行されていない状態である（**甲第 2 号証**）。
2. 被告に対し原告は内容証明郵便などを送付することで、原告が懲戒解雇撤回訴訟を検討していることを被告は認知していると考えられるが、被告が当該訴訟で提出することを想定して不開示を決定したり、また、資料が不法行為を含んでいることを理由として“業務に著しい支障”として不開示を決定したのであれば、個人情報の保護に関する法律第

二十五条の濫用である。

### 第3 経緯

1. 被告は、原告が在職時に、**甲第3号証**に示す資料を得たことを理由として、被告会社内において個人情報保護法違反が為されているとして、同年4月11日に**甲第4号証**に示すコンプライアンス通報を行ったが、被告は同年4月23日に**甲第5号証**に示す資料を回答したのみであり、そこには理由説明がなく、原告は本当に被告が本来為されるべき事実調査をしたとは信じられなかった。
2. 原告は、**甲第3号証**に示す資料にて、被告内にて“原告に対して収集する情報の項目に挙げていない、思想情報を含む個人情報の不当な収集及び資料化”が行われていると確信したため、**甲第4号証**に示すコンプライアンス通報に加え、同年4月12日に、**甲第6号証**に依り雇用管理情報の開示請求を行い、同時に苦情申し立てを行った。
3. しかし被告は、**甲第7号証**に示す通り、「IT戦略本部が管掌するこもれば運営事務局において保管する大西氏の個人情報」と、**甲第6号証**のうち苦情申し立て書の内容を意図的に雇用管理情報の開示請求に引用し、開示請求した範囲よりも狭い範囲の情報のみを送付した。原告は当時交通システム社勤労部長代理大藤に対して苦情を申し出たが、「原告は1回受け取ったのだから受け取れない」の一点張りで、再度の出しなおしを拒否した。この後交通システム社勤労部長山下が、原告に対する打ち合わせ時に口頭で、「IT戦略本部が所有する原告に関する個人情報はいずれもない」旨を発言した。
4. 原告は平成24年6月22日に、日立製作所の不法行為をインターネット上に記載していることを誹謗中傷として懲戒解雇された。
5. 平成24年9月から平成25年5月頃にかけて、原告の日立製作所時代の

言動，行動，評価情報等々が，詳細に，100 回以上の非常に執拗な回数に渡って，インターネット「2ちゃんねる」に掲載された。（甲第 1 号証後方に記載）

6. 原告はこれらの事実にかんがみ，懲戒解雇後の平成 25 年 10 月 14 日，懲戒解雇撤回訴訟に備えるべく，個人情報保護法第 29 条に加え，被告が付与認定を受けている JISQ15001 プライバシーマークにも準拠するように加えて，個人情報の開示等の請求書（甲第 1 号証）を作成し，被告に送付した。このため，個人情報保護法第 29 条では「保有個人データ」のみの開示で良いとされているが，JISQ15001 プライバシーマークの 3.4.4.5 開示対象個人情報の規定に従い，被告は原告に関し保有する「個人情報」を開示せねばならない。
7. 被告は同年 10 月 28 日付けにて返答したが，本来開示されるべきと原告が想定する情報が開示されていなかった。
8. 以上により，原告は被告への不当懲戒解雇撤回訴訟を起こすに当たり，被告の持つ個人情報資料を確認する必要性が生じたが，被告が資料開示に応じないと判断したため，やむなく本訴に及ぶ。

#### 第 4 まとめ

よって原告は，被告に対し，原告が平成 25 年 10 月 14 日に作成し被告に対し送付した，個人情報の開示等の請求書に依り生じた債務につき，被告が準拠を公表している JISQ15001 に従い，被告の所有する原告の個人情報について，原告が為したコンプライアンス通報に関する調査資料をはじめとした個人情報を追加し開示することを要求する。

また原告は，被告に対し，上に示す個人情報の開示等の請求書における不開示内容について，個人情報の保護に関する法律第二十五条を根拠として“業務の実施に著しい支障をきたすおそれがある”との記載のみで一律に

不開示とするのではなく、 JISQ15001 3.4.4.5 項に規定の通り、理由を説明の上、できる限りの情報を開示することを要求する。

さらに原告は、被告の所有する原告の個人情報について、不開示とした資料を今後の原告との裁判にて利用することがないことを誓約することを要求する。

### 証拠方法

1. 甲第1号証 原告からの個人情報の開示請求書及びその付属書類
2. 甲第2号証 日立製作所からの原告の個人情報開示書類（冒頭2ページ）
3. 甲第3号証 日立製作所において原告の個人情報保護法違反により不当に作成されたと原告が主張する書類
4. 甲第4号証 原告が日立製作所に対して行ったコンプライアンス通報
5. 甲第5号証 日立製作所からのコンプライアンス通報回答
6. 甲第6号証 原告から日立製作所への、雇用管理情報の開示請求書及び苦情申し立て書
7. 甲第7号証 IT 戦略本部が管掌するこもれび運営事務局において保管する大西氏の個人情報 表紙 及びそれに対する原告の抗弁
8. その余は、追って提出する。

－ 以 上 －